

(参考1) 支給額の算出方法等

中小事業者（中小企業及び個人事業主）の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。早期支給で一部受給済みの事業者は、原則、売上高方式での算出となります。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（9月）の売上高総額を30日（9月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。

I 中小事業者

(1) 売上高方式

2019年又は2020年の9月の1日当たりの売上高により支給額を算出

1日当たりの売上高

10万円以下 : 一律4万円×30日（要請日数）

10万円超～25万円以下 : $\frac{1日当たりの売上高 \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

25万円超 : 一律10万円×30日

(2) 売上高減少額方式

$\frac{(2019年又は2020年の9月の1日当たりの売上高 - 2021年9月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

II 大企業

売上高減少額方式を用いて、支給額を算出

$\frac{(2019年又は2020年の9月の1日当たりの売上高 - 2021年9月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 30日}{千円未満切上げ}$

※2021年9月1日～9月12日までの間に新規に開店した店舗における算出方法については、以下「Ⅲ その他」に記載しております。

Ⅲ その他

○新規開店等の特例による支給額

A 2019年9月2日以降開店の場合

売上高方式： $\frac{\text{任意に選択した1か月分の売上高}}{\text{日数}} \times 0.4 \times 30\text{日}$
千円未満切上げ

売上高減少額方式： $\frac{(\text{任意に選択した1か月の1日当たりの売上高} - 2021\text{年9月の1日当たりの売上高})}{\text{日数}} \times 0.4 \times 30\text{日}$
千円未満切上げ

※2021年9月1日～9月12日までの間に新規に開店した店舗

売上高方式： $\frac{\text{開店から9月12日までの売上高}}{\text{開店日から9月12日までの日数}} \times 0.4 \times 18\text{日}$
千円未満切上げ

売上高減少額方式： $\frac{(\text{開店から9月12日までの売上高} - \text{開店日から9月12日までの日数} \times 2021\text{年9月の1日当たりの売上高})}{\text{日数}} \times 0.4 \times 18\text{日}$
千円未満切上げ

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、上記「I」「II」のとおり

事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

2019年及び2020年の9月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

売上高方式： $\frac{\text{2018年9月の1日当たりの売上高}}{\text{日数}} \times 0.4 \times 30\text{日}$
千円未満切上げ

売上高減少額方式： $\frac{(\text{2018年9月の1日当たりの売上高} - \text{2021年9月の1日当たりの売上高})}{\text{日数}} \times 0.4 \times 30\text{日}$
千円未満切上げ

○営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外してください。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。